

令和4年（健厚）第111号

令和5年2月28日

主文

本件審査請求を棄却する。

事実

第1 本件審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、後記第3の3記載の原処分取消しの求めるということである。

第2 事案の概要

本件は、日本年金機構（以下「機構」という。）が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主に対する滞納処分として事業主の預金債権を差し押さえ、その取立金につき配当処分をしたところ、同債権に質権を設定していた請求人が、配当を受けられなかったことを不服として、配当処分の取消しを求める事案である。

第3 本件審査請求に至る経緯

以下の事実は、本件記録により明らかである。

- 1 健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主であるa社は、平成○年○月分から平成○年○月分までの健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金に係る延滞金合計○円（以下「本件延滞金」という。）を滞納していた。
- 2 健康保険法（以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）の規定により厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の滞納処分の権限に係る事務を受任している機構の徴収職員は、令和○年○月○日、本件延滞金を徴収するため、a社が第三債務者であるb銀行に対して有する定期預金（取扱店・c支店、証券番号・○○、預入日・平成○年○月○日、満期日・平成○年○月○日（自動継続型））の支払請求権及びこれに対する債権差押通知書到達日現在までの確定利息の払戻請求権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえ、令和○年○月○日、請求人に対し差押え

の通知をした。

- 3 機構は、令和○年○月○日、b銀行から、本件預金債権○円を取り立て、同月○日、次の内容の配当計算書を作成して、請求人に配当計算書謄本を送付した（以下、この配当処分のうち、児童手当拠出金に係る延滞金に関する部分を除いて「原処分」という。）。

配当順位1

債権者 機構（○○年金事務所長）
債権額 ○円（本件延滞金のうち法定納期限が平成○年○月○日から平成○年○月○日までの分（以下「第1グループ債権」という。）○円）。

配当額 ○円

配当順位2

債権者 機構（○○年金事務所長）
債権額 ○円（本件延滞金のうち法定納期限が平成○年○月○日から平成○年○月○日までの分（以下「第2グループ債権」という。）○円）。

配当額 ○円

配当順位3

債権者 請求人
債権額 ○円
配当額 未確定（供託予定）

機構は、令和○年○月○日、機構に対し配当順位1及び2に係る配当金を交付し、請求人に係る配当順位3の○円を供託した。

- 4 請求人は、平成○年○月○日a社から、a社が請求人・a社間の平成○年○月○日付け「みどりの保全に関する協定書」（以下「本件協定書」という。）に基づき請求人に対して負担する一切の債務の担保として、本件預金債権及び継続後の定期預金に質権の設定を受けていた（以下「本件質権」という。）。

- 5 請求人は、原処分の取消しを求めて、当審査会に審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

- 1 健保法又は厚年法による適用事業所の事業主は、それぞれ、健保法又は厚年法上の保険料の納付義務を負い、事業主がこれを滞納した場合には、保険者は、国税滞納処分の例によってこれを徴収することとされている（健保法第183条、厚年法第89条）。また、差押え及び配当に関しては、国税徴収法（以下「国徴法」という。）に基づき行うこととされている。

そして、国徴法第15条第1項は、納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収すると規定している。同法第18条は、国税に先だつ質権により担保される債権の元本の金額は、その質権者がその国税に係る差押えの通知を受けた時における債権額を限度とすると規定している。

- 2 また、昭和42年10月17日国税庁長官通達徴収4-9（以下「本件通達」という。）は、将来の求償権担保のための抵当権と国徴法第18条第1項の適用の関する取扱いについて、担保権者（信用保証協会）が差押えの通知を受けた時にまだ保証債務を履行していないが、保証契約を解約できない場合であり、配当時において、保証債務を履行したことにより取得した求償権が発生している場合は、当該求償権は滞納処分の通知を受けた時に発生していたものとして、国徴法第18条1項を適用する取扱いとする旨を定めている。

第2 当審査会の判断

- 1 「略」
- 2 上記1及び前記「事実」欄第3記載の事実によれば、本件質権の設定日は、第1グループ債権の法定納期限に後れるものの、第2グループ債権の法定納期限以前であるから、第2グループ債権よりも本件質権が優先する。しかし、その優先

の限度は差押え通知を受けた時点の被担保債権額であるところ、本件質権の被担保債権（緑化工事費用請求権）は将来債権であり、本件差押えが通知された令和〇年〇月〇日の時点において未だ発生していない。また、本件協定書によれば、請求人は代行緑化工事を義務付けられているわけではなく、配当時においても、緑化工事費用請求権は発生していないから、本件通達に定める特例的な取扱いの要件も満たしておらず、本件通達を適用して差押え通知時に債権が発生していたとみなすこともできない。以上によれば、本件質権の被担保債権は、第1グループ債権はもとより、第2グループ債権にも優先することはできないというべきである。

なお、最高裁判所第一小法廷平成19年2月15日判決（民集61巻1号243頁）は、将来債権を対象に設定された担保権（譲渡担保）の効力について判断したものであるが、本件は将来債権を被担保債権として設定された担保権（質権）に関する事案であるから、同判決は、事案が異なり本件に適切ではない。

- 3 以上によれば、第1グループ債権、第2グループの債権について本件質権の被担保債権に先立って機構に配当した原処分は違法・不当の点はなく、本件審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。